

公益財団法人
日本高等教育評価機構

理事長挨拶



理事長
安井 利一

日本高等教育評価機構（以下「当機構」という。）は、学校教育法第110条に規定する認証評価を行う機関であり、日本私立大学協会を母体として設立された公益財団法人です。

当機構は、大学の教育研究活動の状況について評価を行い、あわせて大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することを目的としています。当機構の評価システムに基づいて評価を行い、評価結果を踏まえて大学等が自らの教育研究の質を保証することを強く期待しているところであり、これまで教育研究における特色ある優れた取り組みや、他大学の参考となる取り組み等を公表してきました。当機構の評価事業をはじめとする諸活動において、ピア・レビューの精神のもとに、さまざまな形で関わってくださった皆様方に対し、心からお礼を申し上げます。

我が国の高等教育の方針である「教育研究の質保証システムの確立」「学修者本位の教育の実現」を踏まえ、当機構は機関別認証評価の第4期を迎えるに当たって見直しを行い、内部質保証の実質化を促進することを主な内容とする新しい評価システムにより認証評価を実施することとしています。今後より一層各大学等の改革・改善に資するよう邁進していく所存です。

お蔭をもちまして、令和6(2024)年11月に創立20周年を迎えることなどに鑑みて、このたびパンフレットを改訂しました。ご一読いただき、当機構への理解を深めていただければ幸いです。

主な沿革

平成16(2004)年 11月	財団法人日本高等教育評価機構設立
平成17(2005)年 7月	大学機関別認証評価機関の認証
平成21(2009)年 9月	短期大学機関別認証評価機関の認証
平成22(2010)年 3月	FB系専門職大学院認証評価機関の認証
平成24(2012)年 4月	公益財団法人日本高等教育評価機構へ移行 第2期機関別認証評価システム施行
平成26(2014)年 4月 11月	FB系専門職大学院認証評価システム施行 創立10周年
平成30(2018)年 4月	第3期機関別認証評価システム施行
平成31(2019)年 4月	FB系専門職大学院認証評価システム改定
令和6(2024)年 11月	創立20周年
令和7(2025)年 4月	第4期機関別認証評価システム施行 FB系専門職大学院認証評価システム改定

※「FB系専門職大学院」とは、ファッション・ビジネス系専門職大学院のこと。

沿革はこちら



会員制度

当機構の会員制度は、大学間相互の協力体制のもと、大学の質の保証、質の向上を図るための認証評価を実施することを目的としています。令和6(2024)年6月現在、大学・専門職大学345校、短期大学・専門職短期大学27校が会員となっており、評価員候補者の推薦や研修員の派遣など、多大なご協力を得ています。

当機構は会員校に対し、評価充実協議会をはじめとする評価に関わる各種イベントの案内、各種刊行物の送付、メールマガジンの配信を行っています。また、新規入会校に対し、当機構の評価の特色等について個別に説明を行うなど会員制度の充実を図っています。

会員制度はこちら



認証評価制度

認証評価制度とは、平成16(2004)年度から、学校教育法に基づき全ての大学、短期大学、高等専門学校は7年以内ごとに機関別認証評価、専門職大学院等の分野別認証評価は5年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による第三者評価を受けることが義務付けられたものです。

当機構は、大学、短期大学、ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣からの認証を受けています。近年では、平成30(2018)年度から令和6(2024)年度までの7年間に大学340校、短期大学27校、ファッション・ビジネス系専門職大学院1校に対する評価を行っています。日本の大学約800校のうち、半数に近い大学が当機構の認証評価を受けています。

評価事業はこちら



会費及び評価料

会費、評価料はそれぞれ右記のとおりです。

評価料は、いずれの評価も実地調査に関わる経費の一部を別途ご負担いただきます。非会員大学が機関別認証評価を受ける場合は、評価料に原則7年分の会費相当額を加算します。

会 費		
種 別	会費(年額)	
大 学	1学部	25万円
	2学部	35万円
	3学部以上	45万円
独立大学院 大学	1 大学	10万円
短期大学	1 短期大学	10万円

評 価 料 (消費税別)	
大 学 機 関 別 認 証 評 価	
基本費用	200万円
1学部当たり	50万円
1研究科当たり	25万円
短期大学機関別認証評価	
基本費用	200万円
1学科当たり	20万円
ファッション・ビジネス系 専門職大学院認証評価	
1研究科当たり	300万円

セミナー・説明会

大学・短期大学評価セミナー	4月	当機構のセミナーに初めて参加する方や、自己点検・評価の関係者を対象に、認証評価の目的や基本方針、当機構が行う認証評価の概要を解説しています。
評価員セミナー	7月	当該年度の認証評価を担当する評価員を対象に、評価基準や書面調査及び実地調査における留意点、評価チームによる報告書案のまとめ方を解説しています。
評価充実協議会		認証評価を中心に大学を取巻く環境に関する共通認識を深め、大学間相互の連携に資することが目的です。関係者の講演、当機構からの報告などがあります。
大学・短期大学機関別認証評価 自己評価担当者説明会	9月	翌年度に評価を受ける大学・短期大学の自己評価担当者をはじめとする教職員を対象に、提出資料のまとめ方や実地調査の注意事項について解説しています。

評価事業

第4期評価システムの主なポイント

- 1 内部質保証の実質化を促進する
▶使命・目的を達成するための内部質保証を明確にし、基準の入替えを行うなど
- 2 文部科学省の提言等との整合性をとる
▶使用する文言や定義の統一など
- 3 大学の特色の進展に資する評価を更に強化する
▶「自己点検評価書」に「成果が出ている取組み」を記述する場の設置など
- 4 大学が社会の支持を得るための支援を強化する
▶評価報告書を分かりやすくするための様式の変更など
- 5 評価方法を効率化する
▶一定の条件を満たす場合は実地調査の期間を短縮するなど
- 6 大学・評価員双方の負担を軽減する
▶提出資料のデジタル化など
- 7 評価校へのフォローアップをシステム化する
▶改善報告書の提出年度の指定など

基本的な方針

- 1 内部質保証を重視した評価
- 2 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価
- 3 教育研究活動の状況を中心とした評価
- 4 大学の個性・特色に配慮した評価
- 5 大学の改革・改善に資する評価
- 6 ピア・レビューを中心とした評価
- 7 定性的評価を重視した評価
- 8 コミュニケーションを重視した評価
- 9 透明性が高く、信頼される評価

評価のスケジュール

(申請年度) 7月	評価の申請及び受付	2月	評価報告書案の判定などへの意見申立て 意見申立て審査会の審議の結果を踏まえ、 大学評価判定委員会による評価報告書案の確定
9月	自己評価担当者などへの研修		
(受審年度) 翌年6月	「自己点検評価書」を作成・提出	3月	理事会による評価報告書案の承認 評価報告書を大学へ通知 文部科学大臣へ報告及び社会へ公表
9月～11月	実地調査		
12月～翌々年1月	評価チームによる報告書案への意見申立て		

当機構が実施する
認証評価に関する動画

[JIHEE channelはこちら](#)



認証評価の目的

1. 大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、当機構が定める「評価基準」に基づき、教育研究活動などの総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、大学の自主的な内部質保証の充実を支援すること。
2. 大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、大学の個性・特色ある教育研究活動などの自律的な展開を支援・促進すること。
3. 大学が教育研究活動などの総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

評価基準

大学評価基準	
基準 1	使命・目的
基準 2	内部質保証
基準 3	学生
基準 4	教育課程
基準 5	教員・職員
基準 6	経営・管理と財務
独自基準	
特記事項	

短期大学評価基準	
基準 1	使命・目的
基準 2	内部質保証
基準 3	学生
基準 4	教育課程
基準 5	教員・職員
基準 6	経営・管理と財務
独自基準	
特記事項	

ファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準	
基準 1	使命・目的
基準 2	内部質保証
基準 3	学生
基準 4	教育課程
基準 5	教員

評価のフォローアップ

「適合」の判定を受けた大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった大学には、「改善報告書」等の公表及び提出を求めます。求められた大学は、当機構が指定する期日に「改善報告書」等を当該大学のホームページに公表するとともに、同「改善報告書」等を当機構に提出します。当機構において、提出された「改善報告書」等を審議し、その結果を当該大学に通知するとともに公表します。

その他、評価のフォローアップとして、受審年度内に評価報告書の内容及び今後の手続き等について、当機構に対し講評及び相談を求めることができます。

同時受審とは

同一法人内の大学及び短期大学が同じ年度に評価を受けることを同時受審と呼びます。

大学と短期大学の評価基準が同様であるため、共通する基準などの記載やエビデンス資料の作成や準備が省力化できることや、同一日程で実地調査を行い、教育研究環境の視察や一部の面談などを合同で実施することで、受審する大学及び短期大学の負担が軽減されます。

同時受審校数は、7年サイクルの第2期は14校でしたが、第3期は23校となり増加傾向にあります。

調査研究・国際化

当機構では、評価システムの策定・改善に資することを目的に、適時テーマを定めて調査研究を行っています。調査研究の成果は報告書として発行しており、ホームページで見ることができます。また、高等教育の質保証や評価に関わる国際的質保証ネットワーク機関への加盟、海外の評価機関との協力協定の締結など、国際的通用性を高める努力を行っています。

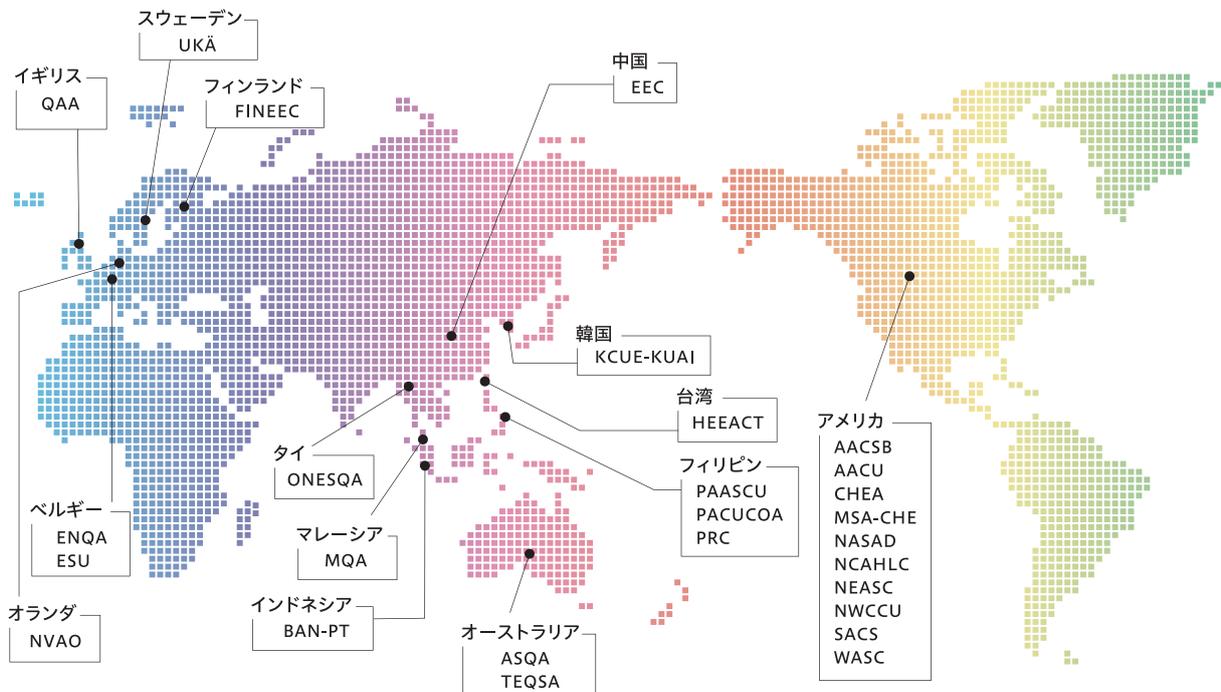
近年の調査研究実績

年度	テーマ	内容と主な調査対象機関
平成30(2018)	台湾の大学評価に関する調査研究	海外機関への調査 HEEACT
	オーストラリアの大学評価に関する調査研究	海外機関への調査 ASQA、TEQSA
	認証評価に関するアンケート平成24～29年度集計	評価校・評価員へのアンケート結果分析
	第2期認証評価の検証に関する調査研究	評価校へのアンケート結果分析と国内機関への調査
令和元(2019)	北欧の大学評価に関する調査研究	海外機関への調査 UKÄ(スウェーデン)、FINEEC(フィンランド)
令和元(2019)～2(2020)	自己点検評価書の作成に関する調査研究	データ分析と「優れた自己点検評価書」事例紹介
令和3(2021)	第3期認証評価の中間検証に関する調査研究	評価校へのアンケート結果分析と国内機関への調査
	専門職大学の質保証に関する調査研究	国内機関への調査
令和3(2021)～4(2022)	インドネシア、タイ、マレーシアの職業教育訓練機関の質保証に関する調査研究	海外機関への調査 BAN-PT(インドネシア)、ONESQA(タイ)、MQA(マレーシア)
令和5(2023)	欧州における高等教育の質保証へのステークホルダー(特に学生)参画に関する調査研究	海外機関への調査とアンケート結果分析 ENQA(ベルギー)、ESU(ベルギー)、QAA(イギリス)

これまでの調査研究一覧はこちら



海外調査機関、協定機関



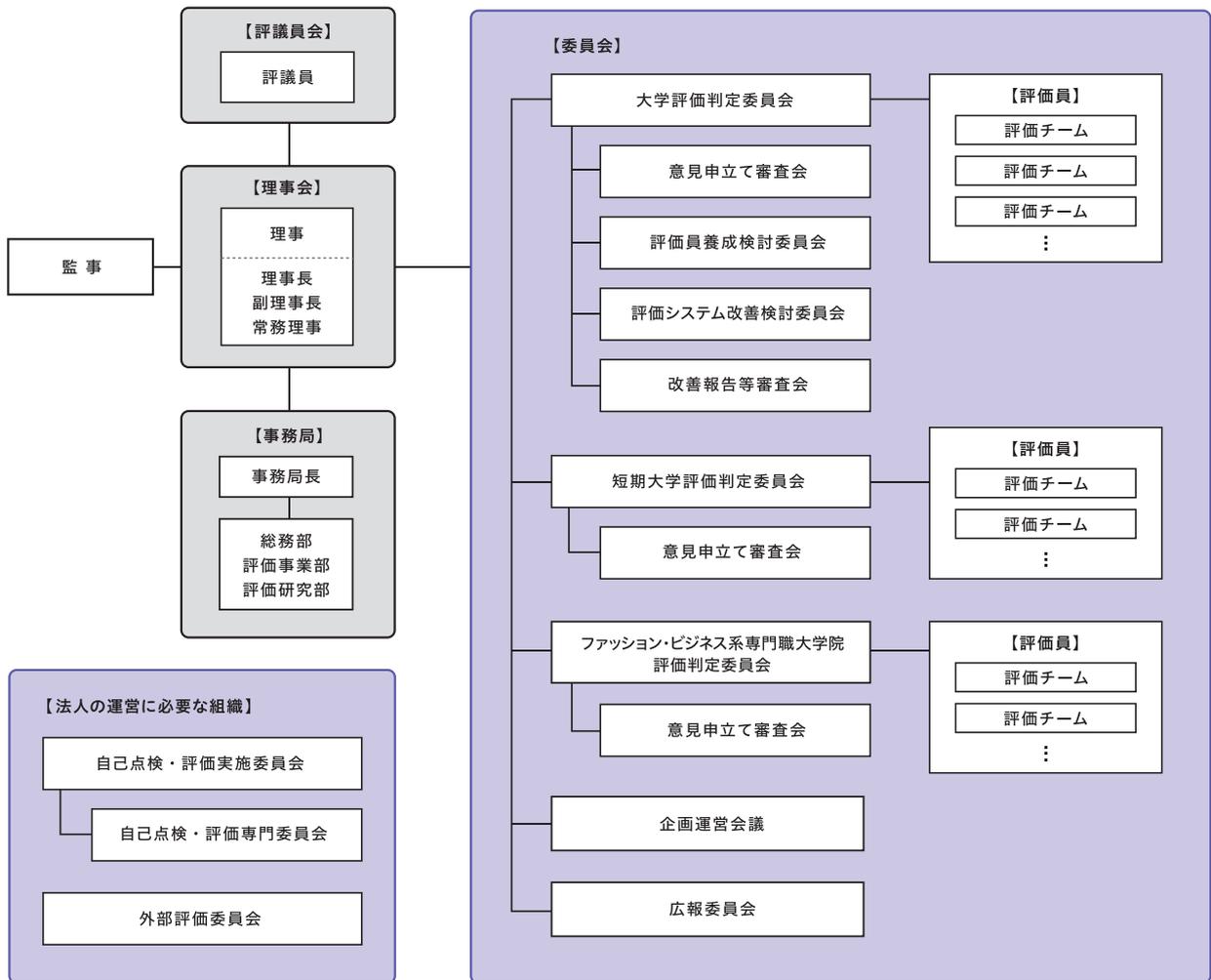
加盟している国際的質保証ネットワーク機関

INQAAHE	International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education
APQN	Asia-Pacific Quality Network
CHEA CIQG	CHEA International Quality Group

国際連携はこちら



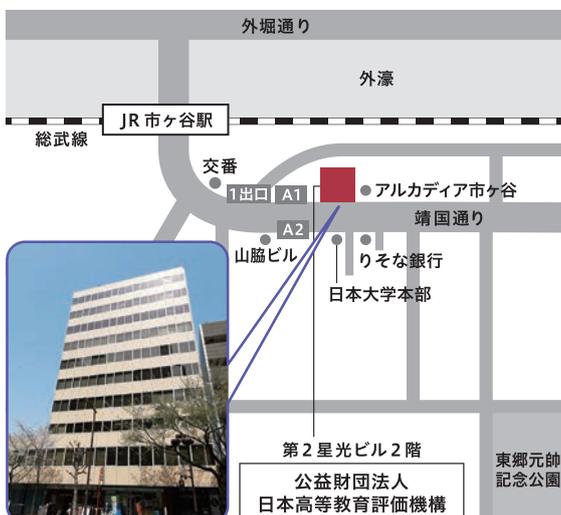
組織体制



組織と名簿はこちら



交通アクセス



JR総武線「市ヶ谷」駅下車 徒歩2分
都営地下鉄新宿線／東京メトロ有楽町線／
東京メトロ南北線「市ヶ谷」駅下車 A1出口徒歩1分

公益財団法人 日本高等教育評価機構

〒102-0073
東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル2階

TEL.03-5211-5131 (総務部)
03-5211-5181 (評価事業部)
03-5211-5182 (評価研究部)

FAX.03-5211-5132

<https://www.jihe.or.jp>

交通アクセスはこちら



令和6年7月

